令和５年度宮城県農山漁村交流推進地域おこし協力隊募集要領

１　目的

　　県内の農泊地域の抱える課題を解決しながら，儲かる農泊の実施に向けた支援のため，複数の農泊地域に関わりながら，企画運営や情報発信，広域連携などに取り組む農山漁村交流推進地域おこし協力隊を任用する。

２　業務の概要

県内の農泊地域のビジネス化に関する業務を行う。

（１）農泊地域の課題解決やビジネス化に向けた地域協力活動

・農泊に関するアイデア，企画検討，イベント等の運営

・農泊のPRや情報発信，集客活動

・地域内の事業者や他地域との連携構築

・その他，農泊地域の事業に関すること

（２）（１）の他，県内の農泊や都市農村交流活動等に関する活動

３　募集対象

次のすべての項目に該当する者とする。

（１）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方

（２）令和５年4月1日時点で，年齢が20歳以上の方（性別不問）

（３）総務省が策定している地域おこし協力隊の地域要件を満たす方

（４）心身ともに健康で誠実かつ積極的に活動できる方

（５）普通自動車免許を取得している方

（６）パソコン（ワード，エクセル，メール，インターネット，SNS，Web会議等）の一般的な操作ができる方

（７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

４　募集人数　　１人

５　主な活動地域　　宮城県内の複数の農泊地域

６　雇用形態・期間

（１）雇用関係の有無　　無し

（２）委嘱方法

宮城県の地域おこし協力隊として宮城県知事が委嘱する。なお，県や民間団体との雇用契約はなく，県との業務委託契約を個人として締結して活動する。

　（３）委嘱期間

　　　　任期は，委嘱日（原則令和５年4月1日）から1年間とし，規定の範囲内で延長することができる。

（４）解嘱

県が隊員としてふさわしくないと判断した場合，若しくは特別の事由がある場合には，協議のうえ，委嘱の取り消しや委託契約を変更することができる。

７　勤務時間

委託事業として実施するため，明確な勤務時間は設けない。ただし，週40時間程度又は月21日程度（1日8時間程度）を目安に活動する。

なお，隊員としての活動時間外の副業は可能だが，事前に概要を県に相談すること。

８　報償費・活動費等

報償費は月あたり23万円程度とする。また，活動内容に応じて，別途活動費を支給する（200万円程度を上限とする）

なお，支払い方法は隊員と協議して決定する。

９　待遇・福利厚生

（１）国民健康保険及び国民年金は，個人負担とする。

（２）住居への手当は，月2.7万円上限に活動費の中に含める。

（３）旅費，車両費，燃料費，その他活動に要する経費は，活動費の中に含む。

（４）本県への移住にかかる費用や光熱費などの生活費等は自己負担とする。

（５）活動費は，個別に出納帳を作成して管理すること。

（５）月次の活動計画及び活動実績の報告をすること。

１０　応募方法等

（１）受付期間　　令和5年1月　　日から令和5年2月21日まで必着

　（２）提出書類　　応募用紙，運転免許証の写し（両面）

（３）応募方法　　提出書類を下記提出先に郵送または電子メールで提出すること。

１１　審査方法

（１）1次審査

　　　応募用紙の内容に基づき，書類選考を実施する。選考結果は，応募者全員に電子メールおよび文書で通知する。時期は2月末を予定している。

　（２）2次審査

　　　　1次審査通過者に対し，対面での面接（状況によりWeb面接に変更する場合がある）を実施し，候補者1名を選定する。日程は3月上旬を予定している。

１２　質問・相談

　　　応募に際し不明な点などがあれば，下記問い合わせ先に電話やメール等で問い合わせること。

１３　提出・問い合わせ先

　　　〒980-8570　宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

　　　宮城県農山漁村なりわい課　田村・二階堂

　　　TEL：022-211-2866　　FAX：022-211-2416

　　　E-mai：[nariwai-ko@pref.miyagi.lg.jp](mailto:nariwai-ko@pref.miyagi.lg.jp)